

令和2年「健康づくり優良事業所」に認定されました！

この度、協会けんぽ福岡支部より従業員の健康づくりに取組む企業として、令和2年度健康づくり優良事業所に認定されました。

認定制度が開始された平成29年から、4度連続の認定となります。

○健康づくり優良事業所 認定基準

1. 健康宣言実施事業所であること
2. 生活習慣病予防健診の受診率（40歳以上）が80%以上であること
3. 特定保健指導を導入していること
4. 健康保険委員の委嘱を受けていること
5. がん検診推進企業の登録をしていること



全国健康保険協会 福岡支部URL : <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/fukuoka/cat070/kenkousengenn/>

